

第1回 生活衛生関係営業の振興に関する検討会

平成22年9月30日

参考資料7

要望書

厚生労働大臣
長妻昭殿

生衛業関係補助金並びにクリーニング師研修等制度、
管理理容師・美容師講習制度の廃止に反対する陳情

5月24日に開催された行政刷新会議WGによる事業仕分けにおいて、(1)生活衛生振興助成費等補助金、(2)クリーニング師研修等制度、(3)管理理容師・美容師講習制度が「廃止」と結論付けられ、また、6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、(4)生活衛生営業指導費補助金も「廃止」と結論付けられました。

これまで、国と我々生衛業界は一体となって、利用者・消費者の利益擁護に資するよう、衛生水準の維持向上及び生衛業の健全な発展に努めてきたところですが、今回の評価結果は、これらに深く関係する各種施策の消滅を意味するものであります。

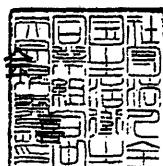
このたび、当全国生活衛生同業組合中央会傘下の16業種の全国生活衛生同業組合連合会をはじめとする生衛業関係団体では、生衛業関係補助金並びにクリーニング師研修等制度、管理理容師・美容師講習制度の廃止に反対する署名運動を実施し、全国の生衛業者のはか消費者・利用者等の一般国民を含め約90万人の賛同を得たところです。

つきましては、地域社会において国民生活に直結した営業を行っている生衛業16業種が、今後も衛生水準の維持向上及び営業の健全な発展に努め、利用者・消費者の利益擁護に資することができるよう、生活衛生振興助成費等補助金並びに生活衛生営業指導費補助金を確保して頂くとともに、クリーニング師研修等制度、管理理容師・美容師講習制度を継続して頂きますよう、ご配慮の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

平成22年8月11日

社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

理事長 濱田康



(傘下連合会)

- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
 理事長 大森利夫
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
 理事長 三根卓司
- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
 会長 大藏滿彦
- ・全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
 会長 青山亨
- ・全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
 理事長 関稔幸
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
 会長 佐藤信幸
- ・全国麵類生活衛生同業組合連合会
 理事長 鶴飼良平
- ・全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
 理事長 菅沼達郎
- ・全国食肉生活衛生同業組合連合会
 会長 中臺岩男
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
 会長 加藤隆
- ・全国すし商生活衛生同業組合連合会
 会長 山縣正
- ・全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
 会長 井元弘
- ・全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
 会長 八亀忠勝
- ・全国中華料理生活衛生同業組合連合会
 会長 伊藤毅
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
 会長 濱田康喜
- ・全国料理業生活衛生同業組合連合会
 会長 藤野雅彦

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

生活衛生関係営業の振興に 関する緊急要望

平成22年8月

徳島県・愛媛県・高知県・香川県

生活衛生関係営業の振興に関する緊急要望

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）は、国民に対し常に衛生的で安心できるサービスの提供が求められている業界であるにもかかわらず、経営基盤が脆弱な中小零細企業が多いことから、昨今の厳しい経済情勢や国民の生活様式の変化などの影響を受けやすく、経営状態の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されます。

衛生水準の維持向上を図り適切なサービスを提供するためには、生衛業の経営の健全化が必要であることから、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、組合による自主的活動の促進、都道府県指導センターによる経営指導等が実施されております。

今回、厚生労働省における「行政事業レビュー」及び民主党による行政刷新会議「事業仕分け」において、都道府県指導センターに關係する各事業（「生活衛生営業指導費補助金」、「生活衛生振興助成費補助事業」）の評価がなされ、それぞれの結果が公表されたところです。

これら各事業が廃止された場合には、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図るにあたり多大な支障を来すこととなります。

国におかれましては、平成23年度の予算編成にあたり、地域主権の理念に基づき地方の声を充分に反映することが必要であり、以下のとおり要望いたします。

- 1 衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生関係営業の振興を図ること。

平成22年8月

| | |
|-------|---------|
| 徳島県知事 | 飯 泉 嘉 門 |
| 愛媛県知事 | 加 戸 守 行 |
| 高知県知事 | 尾 崎 正 直 |
| 香川県知事 | 真 鍋 武 紀 |

厚生労働大臣 長妻昭 殿

徳島発の政策提言

平成22年8月

徳 島 県

徳島県政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)は、国民に対し常に衛生的で安心できるサービスの提供が求められている業界であるにもかかわらず、経営基盤が脆弱な中小零細企業が多いことから、昨今の厳しい経済情勢や国民の生活様式の変化などの影響を受けやすく、経営状態の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されます。

衛生水準の維持向上を図り適切なサービスを提供するためには、生衛業の経営の健全化が必要であることから、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、組合による自主的活動の促進、都道府県指導センターによる経営指導等が実施されております。

今回、厚生労働省における「行政事業レビュー」及び民主党による行政刷新会議「事業仕分け」において、都道府県指導センターに關係する各事業（「生活衛生営業指導費補助金」、「生活衛生振興助成費補助事業」）の評価がなされ、それぞれの結果が公表されたところです。

これら各事業が廃止された場合には、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図るにあたり多大な支障を来すこととなります。

国におかれましては、平成23年度の予算編成に当たり、本県の提言を十分御理解いただき、施策に反映していただきますようお願い申し上げます。

平成22年8月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

(財)徳島県生活衛生営業指導センター

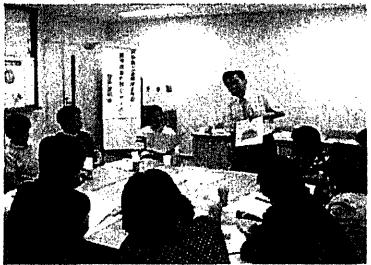
生活衛生関係営業の健全化を通じて、衛生水準の維持向上を図るとともに、生活衛生関係営業を利用する消費者の利益を擁護し、地域社会に貢献している。

経営指導事業

経営特別相談員研修会



安全・安心の目印[Sマーク]説明会



後継者育成事業

クリーニング体験



すし作り体験



地域支援事業等

旅館業「災害支援協定」



美容業「福祉活動」



「生活衛生営業指導費補助金」及び「生活衛生振興助成費補助事業」

廃止



- ◆本事業の廃止は、生活衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図る上で多大な支障を来しかねない。
- ◆消費者・利用者のニーズの変化に対応できなければ取り残されてしまう厳しい分野である。
- ◆生活衛生関係営業が組織する組合の自主的活動の促進、都道府県指導センターによる経営指導等が必要である。
- ◆生活衛生関係営業の健全な発展を通じて衛生水準の維持向上を図るために、当該補助事業による支援策は国民生活の安定にとって不可欠である。

提言

衛生水準の維持向上及び消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生関係営業の振興を図ること。

課長会発第18号

平成22年8月10日

厚生労働省健康局長 外山 千也 殿

全国環境衛生・廃棄物関係課長会、
会長 武田 雅彦

要 望 書

今般、事業仕分け及び行政事業レビューにおいて、「生活衛生振興助成費補助事業」及び「生活衛生営業指導費補助金」が廃止とされたことについて、全国環境衛生・廃棄物関係課長会では、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上及び国民の利益擁護を図るため、以下のとおり要望いたします。

【要望事項】

- 1 生活衛生振興助成費補助事業の継続実施
- 2 生活衛生営業指導費補助金の継続実施

【要望趣旨】

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）は、国民生活に不可欠なサービスや商品を提供しており、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接に関係しています。

しかし、生衛業は、経営基盤がぜい弱な中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響も受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されます。

このため、生衛業経営の健全な発達を通じて衛生水準の維持向上等を図るための当該補助事業による支援策は、国民生活の安定にとって重要です。

ところが、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）は、法人の自主財源がほとんどないことから、生活衛生振興助成費補助事業を廃止した場合には、法に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図る上で多大な影響があります。

また、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）は、国庫補助基準に基づく都道府県からの生活衛生営業指導費補助金を受け、経営指導員による生衛業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談、指導などの事業を実施し、生衛業による自主管理の促進、衛生水準の確保及び経営の安定化のための振興を図っております。

このように、全国指導センター及び都道府県指導センターの事業は、国民生活に大きな役割を果たしているものであり、事業の継続は必要不可欠なものとなっています。

我が国の国民生活を支えている生活衛生関係営業（生衛業）は、衛生水準を確保しながら安全で安心なサービスを提供し、雇用の維持・確保の面においても大きな役割を担っていることから、生衛業を元気にすることは、「国民の生活が第一。」とする民主党の基本政策の姿勢に合致するものである。

先の行政刷新会議WGによる事業仕分け及び行政事業レビュー公開プロセスは「閉塞感を打ち破り、国民のための行政を国民みんなの力を結集してスタートする」という精神で行われているため、評価結果については基本的には尊重しなければならない。

一方で、中小零細が多い業界の意見も十二分に耳を傾けながら進めていくことが重要である。同時に、外国から日本に来られる方々も快適な生衛業のサービスが受けられるよう、国際化の観点に立った営業が行えるようにしていく必要がある。

このため、政治主導のもと、事業仕分けでの指摘を踏まえながら、国民生活に直結した生衛業を支援するための改革を確実に実行すべきである。

- 一 生活衛生関係補助金については、「施策の目的には賛同する」、「十分な効果測定を行うこと」という指摘を踏まえ、補助金の在り方を国民目線に立ってゼロベースで見直し、現場の政策ニーズに合致した新たな支援内容とすること。
- 二 クリーニング師研修等事業については、利用者の利益の擁護、衛生水準の維持向上の観点から不可欠であることから、事業仕分けの指摘を踏まえながら、営業者の方々の意見を十分に反映した形で必要な見直しを行うこと。
- 三 管理理容師・美容師講習事業については、衛生水準の維持向上の観点から不可欠であるため、事業仕分けの指摘を踏まえながら、営業者の方々の意見を十分に反映した形で必要な見直しを行うこと。

平成22年7月30日
民主党生活衛生業振興議員連盟

会長 鹿野道彦

生活衛生営業関係補助金の在り方について

「3つの改革の視点」で事業をゼロベースで見直し



行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果を踏まえ、生衛法の趣旨(経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護)及び現場の政策ニーズを踏まえ補助金の在り方をゼロベースで見直すことが必要

1. 国民的視点に立脚した評価指標の導入

- 定性的・定量的評価指標の導入
- 有識者による効果検証の実施
- 事業評価の予算への反映

2. 国民的視点に立脚したムダづかいの削減を徹底

- 天下りの排除と職員の質の向上
- 契約の徹底した適正化
- システム等の調達コストの徹底した削減

3. 政策目的・現場の政策ニーズに合致した事業への重点化

(1) 全国センターへの補助

- 重点事業の徹底強化
 - ・生衛業における健康・福祉対策(感染症、健康づくり等)
 - ・生衛業における国際化への対応(英語・中国語等の表示等)
 - ・環境対策(地球温暖化対策、リサイクル等)
 - ・インターネットメディアを通じた情報提供の充実
- 直接補助への転換
 - ・連合会・生衛組合への直接補助の実施

(2) 都道府県センターへの補助

- 重点事業の徹底強化
 - ・経営指導・支援の充実(金融・税制の専門家による相談会開催、組合による経営改善への支援等)
 - ・消費者コールセンターの設置
- 全国センター向けから都道府県センター向けへの事業の転換
 - ・後継者育成支援事業